

日本語教育機関認定法について



Japanese Language Education

令和5年9月25日
文化庁国語課

日本語教育機関及び日本語教師に関する現状・課題・方向性

現状

- 国内の日本語学習者数は約28万人(R1)過去最高
- 日本語学習者 (H22:約16.8万→R1:28万人) 増加
- 日本語教育実施機関数(H22:約1800→R1:2500)増加
- 日本語教師数 (H22:約3.3万→R1:4.6万人) 近年横ばい

国内の日本語学習者数/教育機関・施設等数/日本語教師数の推移



課題

【共通課題】(留学生、就労者、生活者)

日本語教育の環境整備が喫緊の課題

- ・ **教育の質の確保のための仕組みが不十分**
- ・ 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、**教育水準等について正確・必要な情報を得ることが困難**
- ・ **専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分**
- ・ **地域によって教育機関や養成機関が十分に整備されていない状況**
- ・ **全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備の更なる充実が必要**

方向性

- ◆ **新たな法案検討**：学習ニーズに対応した①**質が確保された「認定日本語教育機関」**、②**日本語教師の資格化に関する法整備**
- ◆ **制度実現に向けた取組推進**：希望する学習者、企業、自治体等に向けて、**文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等推進**

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度【第二条関係】

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等【第二条・第五条関係】

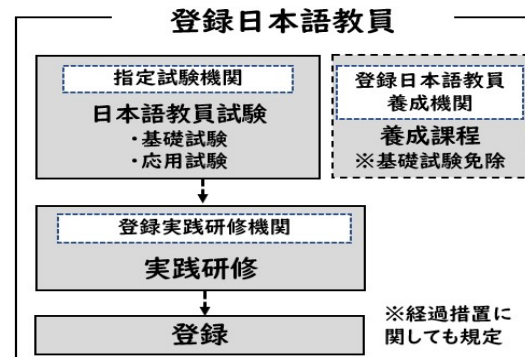
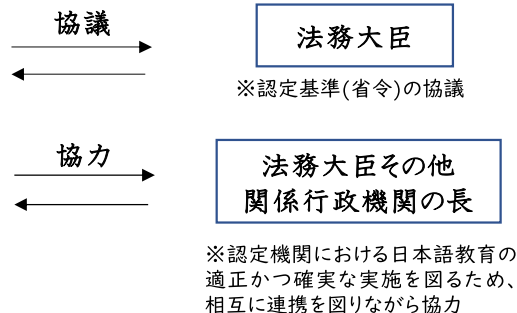
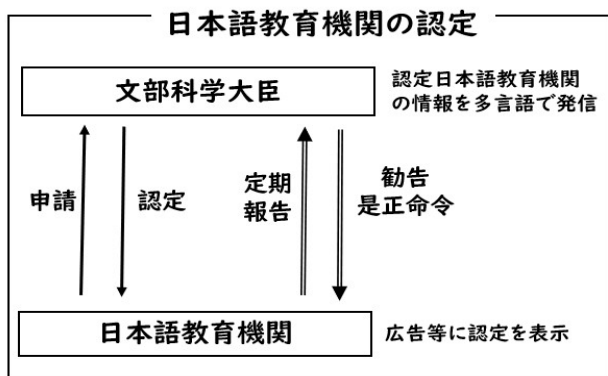
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置【第十一条・第十二条関係】

- 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。
- ※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。【第十七条関係】
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】



日本語教育機関認定法の審議会等について（案）

- ◆ 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」では、第15条において、下記の場合は、政令で定める審議会等の意見を聴くこととなっている。
 - ・日本語教育機関の認定基準を制定・改廃する場合
 - ・日本語教育機関を認定するとき又は認定を取り消すとき
 - ・認定日本語教育機関への勧告又は命令をするとき
- ◆ 上記の政令で定める審議会等については、教育機関の認定等に関する専門的知見が必要になるとともに、本法の所管が文部科学省へ移管されることも踏まえ、中央教育審議会とすることを想定。

【参考1】日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）

第十五条 文部科学大臣は、第二条第三項第二号の文部科学省令を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ、法務大臣に協議するとともに、審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

2 前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、文部科学大臣は、あらかじめ、同項の政令で定める審議会等の意見を聴くものとする。

- 一 認定をするとき又は前条第二項の規定により認定を取り消すとき。
- 二 第十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令をするとき。

【参考2】文部科学省組織令（平成12年政令第251号）
（中央教育審議会）

第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和三十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項、学校教育法及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

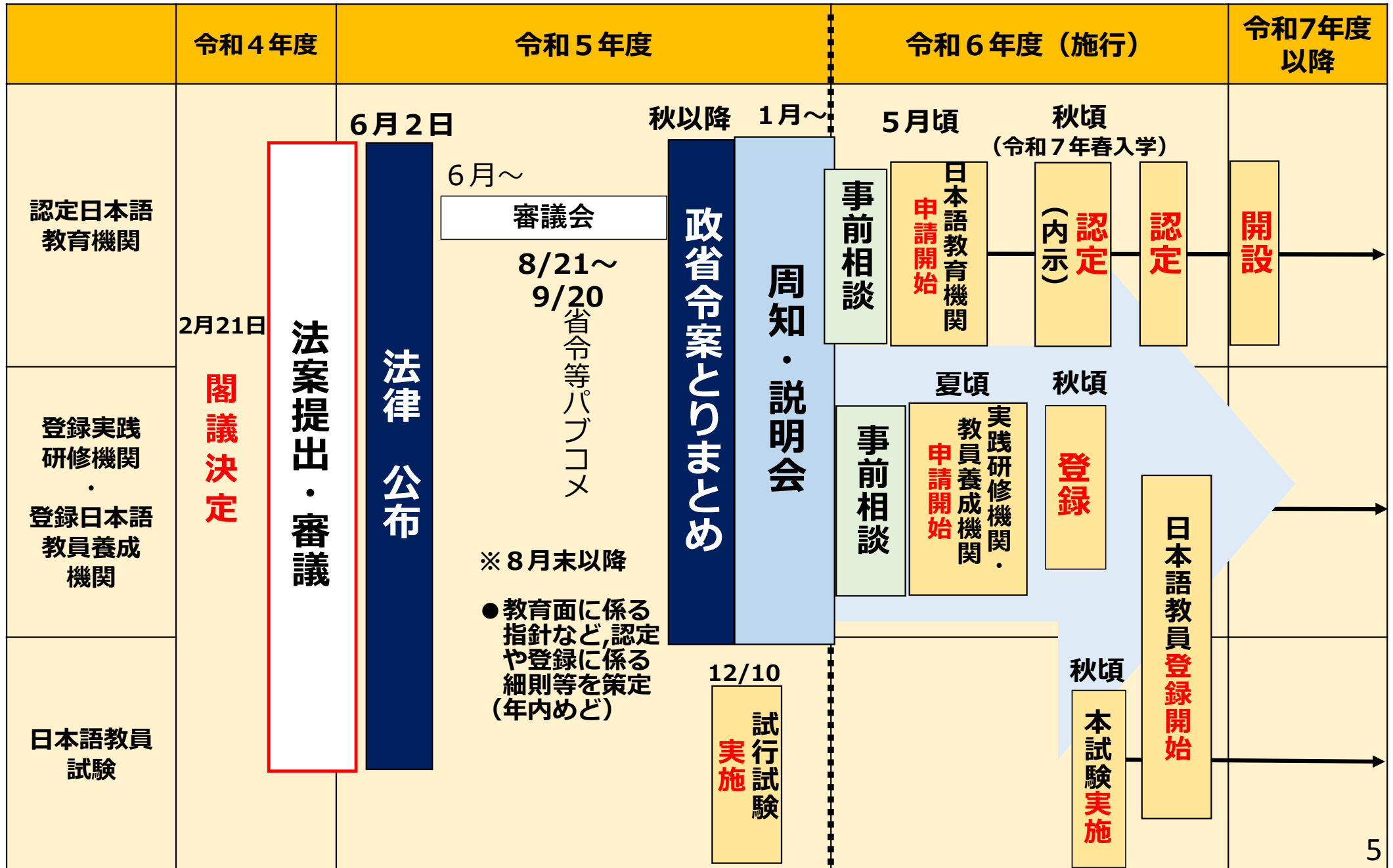
【参考3】中央教育審議会令（平成12年政令第280号）
（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

生涯学習分科会	五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
---------	---

日本語教育機関認定法 今後のスケジュール案 (令和5年8月下旬時点)

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。



参考

認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像（イメージ）

- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。

登録日本語教員



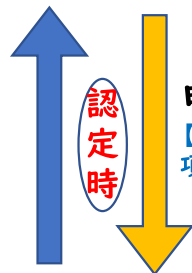
日本語教育課程
を担当【第七条】

日本語教育機関



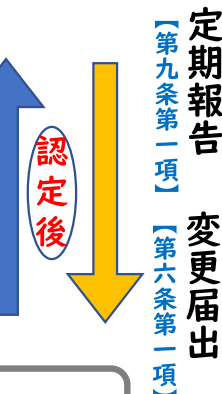
審査・認定 【第二条第一項～第四項】

- <認定基準>
- ・教職員体制（登録日本語教員の配置を含む）
 - ・施設設備
 - ・課程の編成、実施方法
 - ・生徒支援体制 等
- ※具体は省令等で検討



申請
【第二条第一項～第四項】

段階的に
勧告
→命令
→取消し
【第十二条・第十四条第一項】



定期報告
【第九条第一項】
変更届出
【第六条第一項】



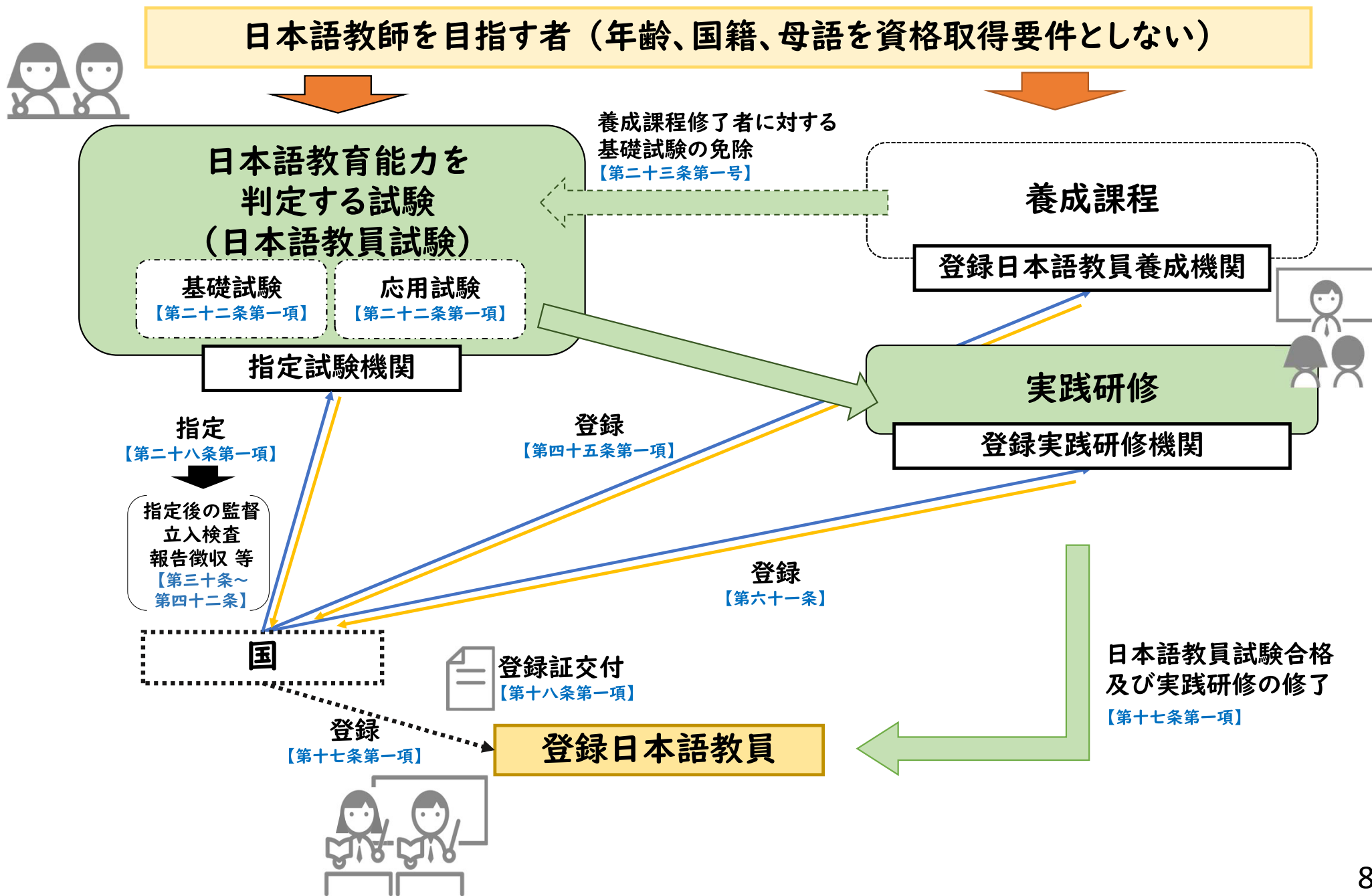
機関の基本的な情報をインターネット等により多言語で公表【第二条第五項】
変更届出・定期報告の概要をインターネット等により多言語で公表【第六条第二項・第九条第二項】

学習環境に関する情報公表、
自己点検評価の結果公表
【第三条・第八条第二項】

社会（日本語学習を希望する外国人、生徒、地域、海外等）

認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。



「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築**し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。

※ ○ は制度・施策の主務官庁

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

文科省

法務省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

外務省

文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

文科省

外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

法務省

厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

文科省

法務省

厚労省

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携

法務省

- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供

厚労省

- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供

総務省

- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

経産省